

# 令和8年度 朝霞市立朝霞第三小学校 第1回学校運営協議会

日時 令和8年4月17日(金)

10:00～11:00

会場 会議室

司会・記録 教頭

## 次 第

1 開 会

2 校長挨拶

3 任命書交付

4 学校運営に関する基本的な方針の説明（同規則第4条）

5 報告・熟議

(1) 令和8年度学校経営方針について

(2) 教職員の働き方改革について

(3) その他

6 授業参観

7 今後の予定

第2回 令和8年 7月21日(月) 13:00～14:00 (1学期の成果と課題等)

第3回 令和8年 11月 7日(土) 10:00～11:00 (2学期前半の成果と課題等)

第4回 令和9年 2月24日(水) 13:00～14:00 (本年度の学校評価等)

第5回 令和9年 3月15日(月) 10:00～11:00 (令和9年度の学校運営等)

8 閉 会

# 令和8年度 朝霞市立朝霞第三小学校 学校経営方針

朝霞市立朝霞第三小学校  
校長 松本 欣巳

## I 社会の動向や方針

### 1 国の動向・方針

- (1) 学習指導要領…「社会に開かれた教育課程」「カリキュラム・マネジメント」「主体的・対話的で深い学び」
- (2) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年1月26日 中央教育審議会答申)  
…「個別最適な学び」「協働的な学び」「GIGA スクール構想の推進」
- (3) 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(令和6年12月25日 中央教育審議会諮問)
- (4) 教育課程企画特別部会 論点整理(令和7年9月25日 中央教育審議会)
- (5) 生徒指導提要(改訂版)(令和4年12月 文部科学省)
- (6) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年4月1日(一部1月1日))

### 2 埼玉県動向・方針

- (1) 第4期埼玉県教育振興基本計画「豊かな学びで 未来を拓く埼玉教育」
  - ・確かな学力の育成
  - ・豊かな心の育成
  - ・健やかな体の育成
  - ・自立する力の育成
  - ・多様なニーズに対応した教育の推進
  - ・質の高い学校教育を推進するための環境の充実
  - ・家庭・地域の教育力の向上
  - ・生涯にわたる学びの推進
  - ・文化芸術の振興
  - ・スポーツの推進
- (2) 令和7年度埼玉県教育行政重点施策
- (3) 一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～(令和6年3月)

### 3 朝霞市の動向・方針

- (1) 第5次朝霞市総合計画(令和8年度～第6次)
- (2) 第3期朝霞市教育振興基本計画「豊かな心で ともに未来をつくる 朝霞の教育」
- (3) 朝霞市小・中学校教職員の業務量管理・健康確保措置実施計画(令和8～10年度)
- (4) 朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針

## II 学校経営の理念

子どもたちが、将来の社会を担い活躍する力、子どもたち一人一人の夢を実現する力の基礎・基盤となる知・徳・体を育成するために教育を行うのが学校に課せられた使命です。「後生(にうせい)畏(おそ)るべし」子どもたちは可能性の塊です。その可能性を一つでも多く伸ばせるよう、増やせるよう、教職員は子どもたちに関わっていかなければなりません。学校を取り巻く環境は日々変化しています。その変化に教職員はしなやかに対応していかなければなりません。各教科等において探究的な要素を持つ学習指導の充実はもちろんのこと、子どもたち一人一人の心に寄り添い、気持ちや願いを共有し、信頼関係を築くことが大切です。一方で、会津藩の子弟が古くから学んできた「仕の掟『ならぬものはならぬものです』」にあるように、時には教職員が毅然と納得解を提示して対応していかなければなりません。

朝霞第三小学校が一つのチームとなって、子どもたちに積極的に、共通理解・共通指導

のもと関わらしましょう。今年度より教職員の時間外勤務を月30時間、年間360時間以下を目指すことが努力義務となります。学校全体、教職員各自の業務の進め方を主体的に見直し、改善を図っていきましょう。子どもたちにこれまで以上に豊かな教育を行うという視点から非常に大切です。

### Ⅲ 学校教育目標

#### 『考える子（知） やさしい子（徳） じょうぶな子（体）』

##### 1 目指す学校像

「**学び・笑顔・夢あふれる学校**」（令和8年度キャッチフレーズ）※継続

- (1) 学ぶ姿勢や成果の見える学校
- (2) 来がい・居がい・働きのある学校
- (3) 多様なニーズに対応した教育を行う学校
- (4) 地域とともに、地域の核となる学校

##### 2 目指す教師像

- (1) 健康で、明るく、人間性豊かな教師
- (2) 高い倫理観をもち、情熱と使命感をもった教師
- (3) 児童一人一人のよさを伸ばすために学び続ける教師
- (4) 児童から慕われ、保護者・地域から信頼される教師

##### 3 目指す児童像

- (1) 問いや課題を立て、試行錯誤し、学び続けられる子
- (2) 自他の違いを肯定し、仲間を大切にする子
- (3) 明るく、進んで運動に親しむ子
- (4) 夢や願いをもち、実現に向けて行動できる子

### Ⅳ 学校経営方針

- 1 教育活動について不易と流行を明確にし、目標やねらいを踏まえ、改善の視点をもって推進し、持続可能な教育を実現する。
- 2 自ら考え、学び、協働する力を育てる教育を推進すると同時に、様々な教育資源を活用した豊かな学びを保障し、探究的な学びを創り上げていく。
- 3 いじめ問題、不登校問題などについて、早期対応・早期解決・早期連携を基本とし、一人一人に寄り添った対応を推進していく。
- 4 「子ども」を軸に、学校運営協議会との熟議を通して、家庭・地域と連携を深め、「地域とともにある学校」「地域の核となる学校」づくりを推進する。
- 5 教職員の資質の向上に努めるとともに、教職員一人一人がその能力を十分に発揮できる職場づくりに努める。

### Ⅴ 令和8年度の重点及び具体的施策

#### 1 学級・学年経営、校務分掌組織の充実

##### (1) 魅力ある学級づくり

- ・児童一人ひとりが自分の存在感、自己有用感を見いだせる学級づくりに努める。

- ・教師と児童、児童相互のより深い信頼関係を築き、さわやかで活気と笑顔、あいさつがあふれる学級づくりに努める。
- ・児童理解を深め、児童一人ひとりの良さや可能性を引き出す。
- (2) 工夫・改善を意識した学級・学年経営
  - ・児童一人ひとりが、目標に向かって、何事にも向上心と責任感をもって真剣に取り組むことができる学級づくり・学年経営に努める。
  - ・横の連携を深め、情報を共有しながら学年組織で対応を図る。
  - ・学級や学習の様子が分かる教室掲示の充実と定期的な更新。
- (3) メリハリのある教育活動
  - ・ねらいや目標に照らし合わせ、学校行事等の充実を図る。
  - ・子どもたちにとって成就感・達成感のある教育活動を展開する。
- (4) 校務分掌組織の活性化
  - ・分掌主任を中心とした、教育活動の充実を図る。(より良くするため、改善するため何が必要であるのかという想いの具体・具現化)
  - ・教育活動をより充実させるために各教科主任・分掌主任を中心とした備品や教材の整理整頓の徹底を図る。
  - ・校内掲示物をはじめとする教育環境の改善・充実を進める。

## 2 学習指導の充実

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実装、探究的な要素を取り入れた学習活動の充実・深化
  - ・基礎・基本「確かな知識」の習得
  - ・学習内容を見通せる学習課題の提示と学習内容を振り返り、まとめのある授業を実践する。
  - ・非認知能力を育成する、生かすという視点からの授業改善を進めていく。
  - ・カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、探究的な学習による教育課程の編成及び試行・実施。
- (2) 授業・学習におけるICTの効果的な活用
  - ・AIドリルの一層の推進・活用（紙ドリルからの置き換え、学習調査や単元テスト等のCBT化。ex. 算数計算ドリル、夏のドリルなど）
  - ・学習のねらいを達成させるための授業支援アプリの活用推進と、全教職員による活用研修の充実。
- (3) 学力調査等の積極的な活用
  - ・全国・埼玉県学力学習状況調査の検証を行い、授業改善に生かしていく。
  - ・三小独自「三学調」を年度当初と年度末に実施し、個別指導に生かすと同時に、教師の指導改善にも生かしていく。
  - ・ステップアップタイムの効果的な活用
- (4) 教科担任制等の推進
  - ・教職員の専門性を生かした交換授業による教科担任制を推進していく。
  - ・少人数指導やティーム・ティーチング指導について、それぞれの特性を生かした指導を行う。

### (5) 家庭学習の充実

- ・家庭でのICTを活用した自主学習を従来の家庭学習と併用し、学習内容の定着を図る。

## 3 生徒指導、教育相談の充実

### (1) 不登校をなくすため、子どもたちにとって居場所のある学校・教室づくり

- ・担任による定期的な家庭との連絡、保護者面談の実施、家庭訪問
- ・オンライン授業・学習による学びの継続、学校とのつながりの創出
- ・校内スペシャルサポートルーム（3SSR）の拡大・充実

### (2) 生徒指導の充実

- ・いじめは絶対に許さないという強い意志を教職員全員がもち、子どもに毅然とした態度で臨む。
- ・「朝霞第三小学校いじめ防止基本方針」に基づいて、全教職員が共通理解・共通行動を図っていく。
- ・いじめの積極的な認知と早期対応、早期解決を図ると同時に、解消までの丁寧な見届けを本人・保護者とも連携して進めていく。
- ・共通理解に基づく、発達支持的・課題予防的生徒指導の徹底。

### (3) 教育相談の充実

- ・教育相談日の設定や県スクールカウンセラー、子ども相談室教育相談員との連携を図り、相談内容によっては特別支援教育コーディネーターにつなげるなどの、個に応じたきめ細やかな指導・支援を行う。
- ・事例研修会を実施し、特に配慮が必要な児童の指導について、共通理解を図る。
- ・不登校傾向の児童について、学校全体で共通理解の下、保護者との連携を図る中で対応方針を策定し、改善に向けて同一歩調で取り組む。

## 4 豊かな心と健康な体づくり

### (1) 基本的な生活習慣の確立

- ・相手意識のあるあいさつや返事など言語環境の整備徹底を図る。
- ・生活ルール共通化と徹底を図る。(着席チャイム・上履きの履き方・授業中の姿勢・机の位置・発言の仕方・ロッカーの使い方・廊下歩行・給食指導)
- ・黙動の徹底 (清掃、教室移動、集団行動)

### (2) 人権を尊重した教育の推進

- ・教育課程全般を通して、一人ひとりがかげがえのない存在であることを認識させ、豊かな人権感覚を育てる。
- ・人権作文の取組を中心に、いじめや差別を無くし、平等の意識を育てる。
- ・今日的な内容も含めた人権課題に係る理解及び対応研修を実施する。

### (3) 体育活動の推進

- ・外遊びの工夫、フレッシュタイムにおけるプログラムの工夫
- ・体力的課題の解決に向けた具体的取組 (各種運動教室の開催)

### (4) 安全教育の充実

- ・危機管理マニュアルの定期的な見直し、避難訓練（垂直避難、地震、火災等の充実、不審者対応避難訓練の見直し・実施
- ・交通事故ゼロのための学級指導や生徒指導の共通・共有と指導の徹底

#### (5) 健康教育の推進

- ・「歯・口の健康づくり」を実践できる児童を育成するために、年間を通した保健歯科活動や家庭との連携の充実を図る。
- ・学校における食育を推進するとともに、給食に係るアレルギー対応を全教職員で共通認識し、対応できるようにする。

### 5 開かれた学校づくりの推進

#### (1) 学校運営協議会との連携の一層強化

- ・委員との熟議を通して、学校・家庭・地域と連携を深めていく。
- ・わくわくドームでの水泳指導の実施など教育活動における地域の教育資源の積極的活用を進めていく。
- ・自治会との連携や地域人材の発掘を推進していく。

#### (2) 積極的な情報発信

- ・tetoru を活用して、学校・学年・学級通信等を定期的に配信する。特に学級通信については子どもたちや保護者との信頼関係構築のために積極的に行う。

#### (3) 学校の積極的な公開

- ・学校行事や音楽朝会などの保護者への公開
- ・彩の国教育週間での保護者や地域への学校公開などを積極的に行う。
- ・ホームページを週1回程度定期的に更新し、学校の情報を公開する。

#### (4) 開校150周年に向けて、学校・家庭・地域の教育力の結集を図る。(周年行事に向けて実行委員会組織を中心とする準備)

### 6 特別支援教育の推進

#### (1) 特別支援教育の充実

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の活性化を図る。
- ・教育活動全般において、交流教育を積極的に推進する。
- ・通常学級における特別支援教育を推進する。
- ・個別の指導計画に基づく特別支援学級の充実を図る。

### 7 教職員の資質向上

#### (1) 校内研修等の充実

- ・研修主題について計画的に研修を行い、授業力の向上を図る。(R8 非認知能力の育成)
- ・カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、探究的な学習による教育課程の編成。(再掲)
- ・初任者への示範授業、学校訪問の公開・研究授業など年間を通して学習指導案作成の機会を有効に活かし、指導方法の工夫改善を図る。

(2) 管理職により教室訪問

- ・自己申告による年間2回（1学期に1回、2学期に1回等）の授業実施。45分の授業観察。（初任者示範授業で1回、校内研修授業で1回のカウントは可）
- ・管理職による随時の教室訪問によって、教職員及び子どもたちへのフォローアップを行う。

(3) 働き方改革の推進

- ・スクラップ&ビルドの視点での教育活動の再検討を行い、教職員が働きやすい職場環境をつくる。
- ・「ふれあいデー」（定時退勤日）の実施と積極的な年休取得の推進を図る。（計画年休の推進）
- ・校務支援システムの積極的活用、会議・研修会の効率的運営、保護者集金システム導入などによる時間外勤務の抑制。（月30時間、年間360時間以下）

(4) 教育公務員としての使命と自覚

- ・教職員事故0の継続
- ・サービスの厳正（倫理確立委員会を核とした意図的・計画的な研修により、事故予知・予見能力を高める。）
- ・学校までの通勤経路に潜む危険について認識を高める。
- ・個人情報盗難等の事故防止を念頭に置いた、勤務及び退勤を心掛ける。



# 令和8年度 朝霞市立朝霞第三小学校 グランドデザイン(案)

## 学校教育目標

### 法令・教育の動向

- 日本国憲法
- 教育基本法・学校教育法等教育関係法規
- 中央教育審議会答申
- 学習指導要領
- 埼玉県教育振興基本計画
- 埼玉県教育課程編成要領
- 朝霞市教育振興基本計画
- 朝霞市総合計画

他

### 学校・地域の実態

- 児童の実態
- 児童の願い
- 保護者の願い
- 教職員の願い
- 地域社会の要請
- 学校評価

### 考える子(知)

人の話をよく聞く子  
真剣に学習に向かう子  
自分で考え、発表する子  
協働し、学び続ける子

### やさしい子(徳)

元気にあいさつをする子  
友だちと仲よくできる子  
学校のきまりや時間を守る子  
自然に親しみ大切にする子

### じょうぶな子(体)

朝ごはんをしっかり食べる子  
目標を決めて体を鍛える子  
元気に外遊びをする子  
最後まで粘り強くがんばる子

### めざす教師像

- ・健康で、明るく、人間性豊かな教師
- ・高い倫理観をもち、情熱と使命感をもった教師
- ・児童一人一人のよさを伸ばすために学び続ける教師
- ・児童に慕われ、保護者や地域から信頼される教師

### めざす児童像

- ・問いや課題を立て、試行錯誤し、学び続けられる子
- ・自他の違いを肯定し、仲間を大切にする子
- ・明るく、進んで運動に親しむ子
- ・夢や願いをもち、実現に向けて行動できる子

## 学校経営方針

### めざす学校像

## 学び・笑顔・夢あふれる学校

### 学校課題研究

### 基本理念

- 「社会を担い活躍する力」「夢を実現する力」の基礎・基盤の育成
- 社会の変化にしなやかに対応する子どもの育成
- 子どもたちに豊かな教育を行う視点からの教職員の働き方改革

非認知能力を育む  
学級経営の在り方について

### 基本方針

教育の不易と流行  
持続可能な教育の実現

自ら考え、学び、協働  
する教育、探究的な  
学びの推進。

一人一人に寄り  
添った教育の推進

学校運営協議会  
「地域の核となる学校」

教職員の資質向上  
力を発揮できる職場

### 今年度の重点

#### 学年・学級経営、 校務分掌組織の充実

- ・魅力ある学級づくり
- ・工夫改善を意識
- ・メリハリある教育活動
- ・校内教育環境の整備

#### 学習指導の充実

- ・主体的・対話的で深い学び、探究的な学びの充実
- ・ICTの効果的活用
- ・教科担任制の推進
- ・独自学調の積極的活用

#### 生徒指導・教育相談 の充実

- ・SSRの拡大・充実
- ・いじめの根絶
- ・発達障害・課題研究・生徒指導の徹底
- ・相談体制の充実

#### 豊かな心と 健康な体づくり

- ・基本的生活習慣の確立
- ・人権を尊重した教育
- ・安全教育の充実
- ・健康教育の推進

#### 開かれた 学校づくりの推進

- ・学校運営協議会との連携の一層強化
- ・教育活動の積極的公開
- ・開校150周年に向けて

#### 特別支援教育の充実

- ・交流教育の充実
- ・コーディネーターを中心とした校内委員会の充実
- ・個別指導計画の充実

#### 教職員の資質向上

- ・学校課題研究の充実
- ・働き方改革の推進
- ・教職員事故0の継続
- ・サービスの厳正

○朝霞市学校運営協議会規則

平成31年3月29日教育委員会規則第2号

改正 令和2年3月27日教育委員会規則第3号

朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者その他の関係者(以下「地域住民等」という。)の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学

校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第5条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員本人から退任の申出があったとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 学校運営協議会規則の改正例

(教育委員会規則の例)

第●条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事
- (4) 組織編成に関する事
- (5) 学校予算の編成及び執行に関する事
- (6) 施設管理及び施設設備等の整備に関する事
- (7) 学校安全の推進に関する事 等

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。